

会津若松市文化施設指定管理業務仕様書

令和 7 年 7 月

会津若松市教育委員会文化スポーツ課

目 次

1	管理運営方針	1
2	法令等の遵守	2
3	文化事業に関する業務の基準	2
4	施設の運営に関する業務の基準	3
5	施設及び設備の維持管理業務の基準	5
6	管理運営業務の基準	7
7	その他の業務及び留意事項	8
別紙 1	會津風雅堂維持管理業務基準	10
別紙 2	会津能楽堂維持管理業務基準	11
別紙 3	文化センター維持管理業務基準	12
別紙 4	複合施設管理業務基準	13
別紙 5	複合施設管理業務	14
別紙 6	複合施設管理業務分担	15
別紙 7	複合施設管理に係る負担割合	16
別紙 8	文化センター管理区域	17
別紙 9	會津風雅堂使用料の減免基準	18
別紙 10	会津能楽堂使用料の減免基準	22
別紙 11	会津若松市文化センター使用料の減免基準	25

会津若松市文化センター（以下「文化センター」という。）、會津風雅堂（以下「風雅堂」という。）及び会津能楽堂（以下「能楽堂」という。）の指定管理者が行う業務等の基準、範囲等については、関係法令等によるほか、この仕様書によるものとする。

1 管理運営方針

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、文化センター、風雅堂及び能楽堂を管理運営するに当たっては、次に掲げる項目に留意すること。

なお、会津若松市（以下「市」という。）は、施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対し、指示等を行う。

(1) 基本方針

- ① 文化センター、風雅堂及び能楽堂は、公の施設であり、その利用に際して平等かつ公平な取扱いを行わなければならない。
- ② 文化センター、風雅堂及び能楽堂は、「市民の文化活動の拠点として、市民の自主的で多様な文化活動を育成し、文化水準の向上と個性ある地域文化の創造を助長すること」を目的に設置されたものであり、その設置目的を踏まえた適正な管理運営に努め、行政の代行として市民の信頼に応えなければならない。
- ③ 指定管理者は、それぞれの施設の特性を生かし、市民自らが芸術文化を創造できるように、障がいのある方や子ども、高齢者など誰もが芸術文化活動に参加できる機会を提供しなければならない。また、市民の多様なニーズを取り入れながら、あらゆる世代に対して、優れた芸術文化を鑑賞できる機会を提供しなければならない。

(2) 維持管理方針

- ① 施設、設備等については、各施設、設備等の位置、機能及び特性を十分に理解した上で、全ての施設、設備等を清潔かつ機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るような適正な維持管理を行い、必要に応じて保守点検を行う。
- ② 電気、ガス等エネルギーの使用量の削減、廃棄物の発生の抑制、環境負荷の低減に資する物品調達等の環境への配慮を行い、効率的な維持管理を行う。

(3) 運営方針

- ① 多様なニーズに応えるため、常にお客様である利用者の要望等を聴取し、施設の運営に反映させる。
- ② 施設の利用のみならず、芸術文化活動に関しても、積極的に助言や相談、さらには情報提供を行うなど、地域の文化活動の拠点の場としての役割を果たしていく。
- ③ 市民参画や市民との協働を積極的に推進し、地域から親しみやすい施設の運営を図る。

- ④ 市民や文化団体との連携を図りながら、常に施設の利用の促進に努める。
- ⑤ 文化センターについては、会津若松市勤労青少年ホーム（以下「勤青ホーム」という。）及び会津若松市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）との複合施設であることから、それぞれの施設管理者と十分に連携を図り管理運営を行う。
- ⑥ 能楽堂については、地域の環境に配慮した利用を心がけるとともに、研修施設であることを十分理解したうえで管理運営を行うこと。

2 法令等の遵守

指定管理者は、文化センター、風雅堂及び能楽堂を管理運営し、業務を行うに当たっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法、同施行令
- (2) 労働基準法
- (3) 会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則
- (4) 会津若松市文化センター条例、同施行規則、会津風雅堂条例、同施行規則、会津能楽堂条例、同施行規則
- (5) 会津若松市情報公開条例
- (6) 個人情報保護に関する法律、会津若松市個人情報保護法施行条例
- (7) 維持管理に関する法規
 - ア 建築基準法 イ 電気事業法 ウ 水道法 エ 消防法
 - オ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (8) 工事に関する法規
 - ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (9) その他管理業務に関連する法令

3 文化事業に関する業務の基準

文化センター、風雅堂及び能楽堂の管理を行うに伴い、文化事業として次のことを実施することとする。

- (1) 芸術文化活動の場と機会の提供
 - ① 芸術文化に関心のある人だけでなく、芸術文化活動に参加することの少ない人も含め、市民が芸術文化活動に積極的に参加できる場と機会を提供していく。
 - ② 管理を行う施設にとどまらず、市内のさまざまな地域や施設においての事業展開を想定し、より多くの市民が芸術文化に触れる機会を提供していく。
- (2) 芸術文化事業の企画及び実施

施設の特徴や地域性を生かしながら、芸術文化に関心をもてるような企画を立案し、特に子どもたちが芸術文化にふれあうことを通して、より豊かな人間性を育み、今後、自らが芸術文化活動を進めていくことができるように、市民ニーズをとらえた優れた

芸術文化活動を鑑賞・体験する機会を提供する。芸術文化活動を鑑賞する機会として、下記の業務を行う。

- ア 市内小学5年生を対象とした演劇等鑑賞事業
- イ 市内中学2年生を対象とした演劇等鑑賞事業
- ウ 市民を対象とした美術作品の鑑賞事業

(3) 芸術文化活動の育成

- ① 地域の個性ある文化の創造に向け、求められる必要な助言や指導を行い、市民の主体的な芸術文化活動を促進するための支援を行っていく。
- ② 市民や地域の文化団体との協働を推進することにより、市民自らが文化事業の企画運営を行い、地域の文化芸術の振興を進めていけるように、専門知識の提供や人材の育成に取り組んでいく。

(4) 芸術文化の情報提供

- ① 市民が芸術文化に触れる機会の充実を図るため、地域の芸術文化情報の収集や発信を幅広く行う。また、インターネットなど多様なメディアを活用する等、誰にでもわかりやすい情報発信を行う。
- ② 市民の文化活動の拠点として、情報交換や交流ができる仕組みや環境を整え、地域の芸術文化活動のネットワークの形成を図る。また、他市町村の文化施設等と連携を図り、文化エリアの拡大を目指す。

(5) その他施設の設置目的を達成するための事業の実施

- ① 会津地域の芸術文化の中心的役割を担うことを常に意識し、会津地域全体への芸術文化の振興が図られるよう、他の文化施設とのネットワークづくりを積極的に行う。
- ② それぞれの施設の機能を十分に認識し、創造性豊かな事業を展開していく。
- ③ 市民ニーズの抽出に努め、文化水準の向上と個性ある地域文化の創造に寄与するために必要な事業を行う。

4 施設の運営に関する業務の基準

文化センター、風雅堂及び能楽堂の運営に関する業務の基準は次のとおりであるが、開館時間及び休館日、利用料金、利用促進業務等については、より積極的な提案を期待する。

(1) 文化活動を中心とした市民活動支援のための施設の提供

- ① 施設の貸出し
市民の文化活動を促進するため、各施設の貸出しを行うこと。
- ② 施設利用に関する相談、指導及び助言
市民が施設及び設備を利用し文化活動を行っていく上での相談を受け、円滑に利用できるよう、必要な指導や助言を行うこと。
- ③ 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、申請において提案のあった内容を基本として、市と指定管理者との協定で定める。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。

(2) 施設の利用の許可及び利用の制限

① 施設の利用申請の受付

施設の利用申込は、会津若松市文化センター条例施行規則、會津風雅堂条例施行規則及び会津能楽堂条例施行規則に基づき、原則として先着順とすること。ただし、利用申込が集中することが想定される場合は、抽選等の必要な処理を行い、平等な利用を確保すること。また、利用申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。

能楽堂は事務所設備が無いことから、文化センター事務室内で受付その他の事務を執り行うこと。

② 施設の利用許可

利用許可に当たっては、催事の利用目的等利用上問題がないことを確認した上で許可すること。

③ 施設の利用の制限及び取消し

ア 会津若松市文化センター条例第6条、會津風雅堂条例6条及び会津能楽堂条例第6条の各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可をしてはならない。

イ 会津若松市文化センター条例第8条、會津風雅堂条例第8条及び会津能楽堂条例第8条の各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(3) 施設の利用料金の設定及び収受

利用料金は、条例に定める範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者の収入となる。

① 利用料金の設定

指定管理者は、条例の規定する基準額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、市長の承認を得て、利用料金を設定すること。

なお、利用料金を変更する場合は、施設の仮予約又は利用承認をした利用者に対する説明や、新料金の施行に当たって一定の周知期間を設けるなど、適切な対応を行うこと。

② 利用料金の収受

ア 指定管理者は、施設の利用許可にかかる利用料金を自己の収入として収受すること。

イ 利用料金は原則、前納とし、その徴収方法等については、指定管理者において定めること。

ウ 指定管理者は、利用料金を還付する場合、その基準を定めること。

③ 利用料金の減免

指定管理者は、市長が定める減免基準に従い、利用料金の減免を行うこと。

(4) その他の業務

① 利用促進業務

施設の利用率を高めるため、ホームページ等による配信及び施設案内パンフレット等の作成や配布により、有効な宣伝活動を行うこと。

② 施設の利用規程の作成

指定管理者は、施設の利用規程その他管理に関する規程を定め、市に報告すること。

③ 駐車場の管理

催事に伴う駐車場の使用については、主催者側に管理責任を求め、駐車場内の整理を確実にを行うよう指導すること。

また、主催者側に必要な駐車場の確保や来場者への案内等の対応を求め、周辺住民の迷惑にならないよう指導すること。

④ 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保その他必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 利用者、来館者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

5 施設及び設備の維持管理に関する業務の基準

指定管理者は、文化センター、風雅堂及び能楽堂の施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるよう、施設及び設備の日常点検、保守及び法定点検、施設の環境衛生や保安等の維持管理業務を行う。

なお、維持管理の実施頻度やその内容等については、現行の業務基準（別紙1～4）を参考にして、適切に実施すること。

(1) 保守管理業務

施設及び設備を安全かつ安心して利用できるよう、施設及び設備の予防保全に努める。また、建築物や設備等の不具合を発見した場合には、速やかに市に連絡すること。

なお、原則として見積額1件50万円未満（消費税は含まない。）の修繕については、指定管理者の負担とする。（能楽堂は10万円未満（消費税は含まない。）とする。）

① 建築物の保守管理

建築物について、日常的に点検を行い、施設の美観の維持を図ること。

② 建築設備の保守管理

建築設備（給排水設備、空調設備、電気設備等）について、定期的に点検を行い、維持管理を図ること。

③ 舞台設備の保守管理

舞台設備（機構、音響、照明等）について、定期的に点検を行い、維持管理を図ること。

と。

④ 備品等の保守管理

事務備品、舞台備品について、適切な維持管理を図ること。

(2) 環境維持管理業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、利用者が安心して利用できる環境を確保するために必要な清掃及び保安警備業務を実施すること。

① 清掃業務

施設内の環境を維持し、快適な環境を保つため、日常清掃及び定期清掃を行う。

なお、清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて、現行の業務基準を参考にした上で、適切に設定すること。

② 保安警備業務

施設内の秩序を維持し、犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、財産の保全及び利用者の安全を図ること。

(3) その他の業務

① 駐車場の管理

敷地内の駐車スペースについては、利用者の安全を確保し、適切な管理を行うこと。

② 維持管理業務日誌の作成

施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成し、5年間保管し、市の求めがあったときには閲覧に供すること。

③ 維持管理計画の作成

前年度の3月末日までに施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等）を作成し、市に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については、記録を行って施設維持管理計画に反映させること。

(4) 複合施設管理業務

文化センターについては、勤労青少年ホーム（以下「勤青ホーム」という。）及び老人福祉センターとの3施設（以下この項において「複合施設」という。）が一体の建築物としての形状を有していることから、次に掲げる事項に従い、相互に施設の管理の合理化に努めること。

① 別紙5に定める業務については、勤青ホームの指定管理者及び老人福祉センターを管理する社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会と別途に協定（以下この項において「三者協定」という。）を締結し、共同して事務処理を行うこと。

② 指定管理者は原則として別紙6に掲げる業務を行うこと。なお、それに関する契約締結及び支払い業務等については、勤青ホームの指定管理者が行うものとする。

③ 複合施設の管理に係る経費の負担割合は別紙7のとおりとすること。

④ 複合施設の管理に係る共通経費は、勤青ホームの指定管理者が取りまとめを行う

ので、その指示に従い負担金を納入すること。

- ⑤ 原則として、文化センターの管理区域は別紙8のとおりとする。ただし、市民サービスの提供にあたり、複合施設において共同して実施したほうが、効率的と判断される屋外環境整備や除雪等については、連携して管理を行うこと。
- ⑥ その他、詳しい内容については三者協定において定めること。

6 管理運営に関する業務の基準

(1) 組織及び人員配置

- ① 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
なお、舞台業務等の専門的な技術を要する業務については、一定の経験を有する人材を配置すること。
- ② 労働基準法、最低賃金法その他労働関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 総合的な管理運営業務の統括者となる業務責任者を置くこと。
- ④ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。
- ⑤ 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

(2) 事業計画書の作成

前年度の2月末日までに、翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市に提出すること。作成に当たっては、市とあらかじめ調整を図ること。

(3) 事業報告書の作成

① 年次報告書

指定管理者は、毎年度終了後5月末までに、事業報告書を市に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりである。詳細については、市と指定管理者とが締結する協定で定める。

ア 文化事業に関する実績

イ 施設の管理業務の実施状況及び利用状況

組織体制、施設利用率、利用者数、利用者満足度、施設設備維持管理状況、課題分析と自己評価

ウ 利用料金の収入の実績（利用料金の減免の実績を含む。）

エ 施設の管理に係る経費の収支状況

② 事業進捗状況報告書

指定管理者は、四半期毎に報告書を作成し、市に提出すること。なお、報告書の詳細は、市と指定管理者が締結する協定で定める。

(4) 事業評価業務

指定管理者は、利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めること。

なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を前記の事業報告書にまとめ市に提出すること。

(5) 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

また、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供するものとする。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

(6) 管理運営業務等以外の収益事業等の実施

自動販売機、公衆電話の設置その他管理運営業務等以外の収益事業を実施する場合は、あらかじめ市長に対し、目的外利用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。その場合、行政財産使用料を市に納付する必要がある。

7 その他の業務及び留意事項

(1) 事故発生時の対応及び損害賠償

① 施設内において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に報告すること。

② 施設又は管理の瑕疵により、利用者等に損害を与えたときは、市が利用者等にその損害を賠償することとなる。この場合において、指定管理者の責に帰すべき理由により、利用者等に損害を与えた場合には、市は指定管理者に求償する。

③ 指定管理者の責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合には、指定管理者が賠償の義務を負う。

(2) 情報公開業務

指定管理者は、文化センター、風雅堂及び能楽堂の管理運営業務に関して情報公開請求があった場合は、市の指示に従って対応すること。

(3) 個人情報保護義務

指定管理者は、文化センター、風雅堂及び能楽堂の管理運営を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために、個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。個人情報の取扱いの具体的な内容については、市と指定管理者が締結する協定で定める。

(4) 公共施設予約システムの活用

公共施設予約システムを活用し事務処理を行うこと。なお、導入後の経費については、指定管理者の負担となる（ただし、能楽堂は除く。）。

(5) 監査

会津若松市監査委員が市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、
実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(6) 指定管理者としての業務期間開始前に行うべき業務

- ① 協定項目についての市との協議
- ② 配置する職員の確保、職員研修
- ③ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- ④ 現行の管理受託者からの業務引継ぎ

(7) 保険への加入

指定管理者は、応募要項、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等
等に参加すること。なお、火災保険、施設賠償責任保険等については市が加入する。

(8) 施設における行政財産の目的外使用の許可

自動販売機、公衆電話、売店等の設置許可については、指定管理者の申請に基づき、市
が行政財産の目的外使用許可を行う。

行政財産使用料は市の収入とする。

(9) 名札の着用

文化センター、風雅堂及び能楽堂の管理運営に従事する職員は、利用者に職員とわか
るように名札を着用すること。

(10) 災害時対応への協力

指定管理者は、災害時において市が行う災害時対応に協力するものとする。

指定管理者が、市の要請に基づき協力業務を実施した場合、当該業務に要した費用
（災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する範囲とする。）及び施設運営収入
の減収分を市が負担するものとし、指定管理者による当該費用等の請求時期は指定管
理者と市との協議により定める。

(11) その他

この仕様書に記載のない事項については、市と協議のうえ、実施するものとする。

(12) 留意事項

ア 指定期間中に休館を伴う工事を行う場合における指定管理業務や指定管理料の変
更については、工事期間や工事内容等の確定後、市と協議により決定する。

イ 応募に当たっては、休館を考慮せずに提案すること。

別紙 1

會津風雅堂維持管理業務基準

業務名	業務内容	実施頻度	備考
設備維持管理	設備機器運転監視、日常巡視点検	休館日以外毎日	
	防災設備保守点検	2回／年	
	防火設備法定点検	1回／年	
	空調設備保守点検	1回／年	
	冷温水発生機	2回／年	冷暖房切替時
	自動制御設備	1回／年	
	真空式温水機	1回／年	
	冷却塔	1回／年	
	ダクト	1回／年	フィルター清掃も含む
	ポンプ	1回／年	冷暖房設備（10台）及び床暖房設備（2台）
	ファンコイル	1回／年	54台
	ロスナイ	1回／年	12台（内加湿器付き3台）
	給水受水槽ポンプ点検	2回／年	
	電気湯沸器保守点検	1回／年	
	中央監視設備保守点検	1回／年	
	自家用電気工作物保守点検	1回／月	年次点検あり
	自動ドア保守点検	2回／年	
	音響設備保守点検	2回／年	
	照明設備保守点検	2回／年	
	舞台機構保守点検	2回／年	
	映写設備動作点検	1回／年	映写機2台、スライド1台
	ピアノ保守点検	1回／年	4台
警備業務	警備業務（機械警備業務）	毎日	
	警備業務（人的警備業務）	休館日以外毎日	17：00～23：00
	警備業務（入退館受付業務）	休館日以外毎日	7：30～8：30
清掃業務	日常清掃		
	共用スペース	休館日以外毎日	エントランス、ホワイエ、談話コーナー、廊下、トイレ等
	貸しスペース	1回以上／週	楽屋、リハーサル室、会議室
	定期清掃		
	床洗浄・ワックス	1回／隔月	
	タイル・カーペット	1回／隔月	
	その他		
	ホール客席清掃	使用後毎	
	ホール客席消毒	1回／月	
外構管理業務	植栽等管理		
	除草	4回／年	
	剪定	1回／年	
	薬剤防除	2回／年	
	雪囲い設置・撤去	1回／年	
	除雪業務	積雪時	

※自家用電気工作物にあつては、「経済産業省 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に規定の「みなし設置者」として保安管理業務を実施すること。

別紙 2

会津能楽堂維持管理業務基準

業務名	業務内容	実施頻度	備 考
設備維持管理	設備機器、日常巡視点検	随時	
	利用後の安全点検	随時	利用後確認
	電気設備	施設内外照明器具等	2回／年
		避難口、通路誘導灯	2回／年
		分電盤	1回／年
	空調設備	エアコン	2回／年
		パネルヒーター	1回／年
		天井換気扇	2回／年
		パイプファン	2回／年
	給排水設備	トイレ	随時
		流し	随時
	消防設備	消火器	1回目、目視点検
		誘導灯の配線	2回目、消防署へ点検結果提出
警備業務	警備業務(機械警備業務)	毎日	
清掃業務	日常清掃		
	施設内外	2回／月	
	定期清掃		
	照明器具	1回／半年	
植栽等管理	樹木管理業務		
	除草	2回／年	
	剪定	1回／年	
	薬剤散布	1回／年	状況により2回
	雪囲い設置・撤去	1回／年	庭園内のマツ6本
除雪	除雪業務	積雪時	玄関前の屋根の積雪状況に注意

別紙3

文化センター維持管理業務基準

業務名	業務内容	実施頻度	備考
設備維持管理	音響設備保守点検	2回／年	
	照明設備保守点検	2回／年	
	舞台機構保守点検	3回／年	
	ピアノ保守点検	1回／年	3台

別紙4

複合施設管理業務基準

業務名	業務内容	実施頻度	備 考
設備維持管理	設備機器運転監視、日常巡視点検	毎日	
	消防用設備保守点検	2回／年	
	防火対象物定期点検業務	1回／年	
	防火設備点検業務	1回／年	
	空調設備保守点検		
	空調機器	2回／年	主要、特設、ホール
	蒸気ボイラー	2回／年	性能検査含む
	熱交換機	2回／年	性能検査含む
	温水ヘッダー	2回／年	性能検査含む
	冷凍機	2回／年	
	冷却塔	2回／年	
	各種ポンプ	2回／年	冷却水、冷却、温水、真空給水、給油
	ファンコイル	2回／年	
	送・排風機	2回／年	非常排煙用も含む
	オイルタンク	1回／年	
	自動制御設備保守点検	2回／年	
	環境衛生管理保守点検		
	貯水槽清掃	1回／年	
	飲料水水質検査	2回／年	
	空気環境測定	6回／年	
	飲料水残留塩素測定	1回／日	
	雑排水槽清掃	2回／年	
エレベーター維持管理保守点検	エレベーター維持管理保守点検	1回／月	
	発電機設備保守点検	1回／年	
	家用電気工作物保守点検	1回／隔月	
	自動ドア保守点検	4回／年	
警備業務	警備業務(機械警備業務)	毎日	
	警備業務(人的警備業務)	毎日	7:30～8:30 及び 22:00～23:00
清掃業務	日常清掃		
	共用スペース	休館日以外毎日	エントランス、ホワイエ、談話コーナー、廊下、トイレ等
	貸しスペース	利用後随時	客席、楽屋、リハーサル室、会議室
	定期清掃		
	床ワックス	1回／隔月	
植栽等管理	その他	ホール客席	随時
	樹木管理業務		
	除草	2回／年	
	剪定	1回／年	
	薬剤散布	1回／年	状況により2回
	雪囲い設置・撤去	1回／年	
除雪業務		積雪時	

別紙5
複合施設管理業務

1	館内ボイラー用灯油代
2	電気料
3	水道料
4	下水道使用料
5	ガス代
6	修繕料
7	電話料
8	簡易専用水道検査料
9	排水管清掃料
10	警備保守業務
11	清掃業務
12	消防用設備維持管理保守点検業務
13	環境衛生管理業務
14	ボイラー設備等運転業務
15	エレベーター維持管理業務
16	発電機設備保守管理業務
17	空気調和設備及び自動制御設備保守点検業務
18	自動ドア設備保守点検業務
19	自家用電気工作物保守管理業務
20	雪囲い及び除去作業業務
21	庭園除草作業業務
22	敷地内アメリカシロヒトリ防除消毒業務
23	敷地内除雪業務委託
24	剪定作業業務委託

別紙6

複合施設管理業務分担

文化センター管理者

1	警備保守業務
2	清掃業務
3	ボイラー設備等運転業務
4	発電機設備保守管理業務及び消防用設備維持管理保守点検業務委託
5	空気調和設備及び自動制御設備保守点検業務
6	修繕等

勤労青少年ホーム管理者

1	館内ボイラー用灯油代（単価契約含む）
2	電気料
3	水道料
4	下水道料
5	ガス代
6	電話料
7	簡易専用水道検査料
8	排水管清掃料
9	環境衛生管理業務委託
10	自家用電気工作物保守管理業務委託
11	エレベーター維持管理業務委託
12	敷地内除雪業務委託
13	各種料金の支払（委託料含む）
14	予算の取りまとめ
15	修繕等

※自家用電気工作物にあっては、文化センター、勤労青少年ホーム及び老人福祉センターの管理者が構成員である管理組合を設置し、合同で保守管理業務を実施すること。

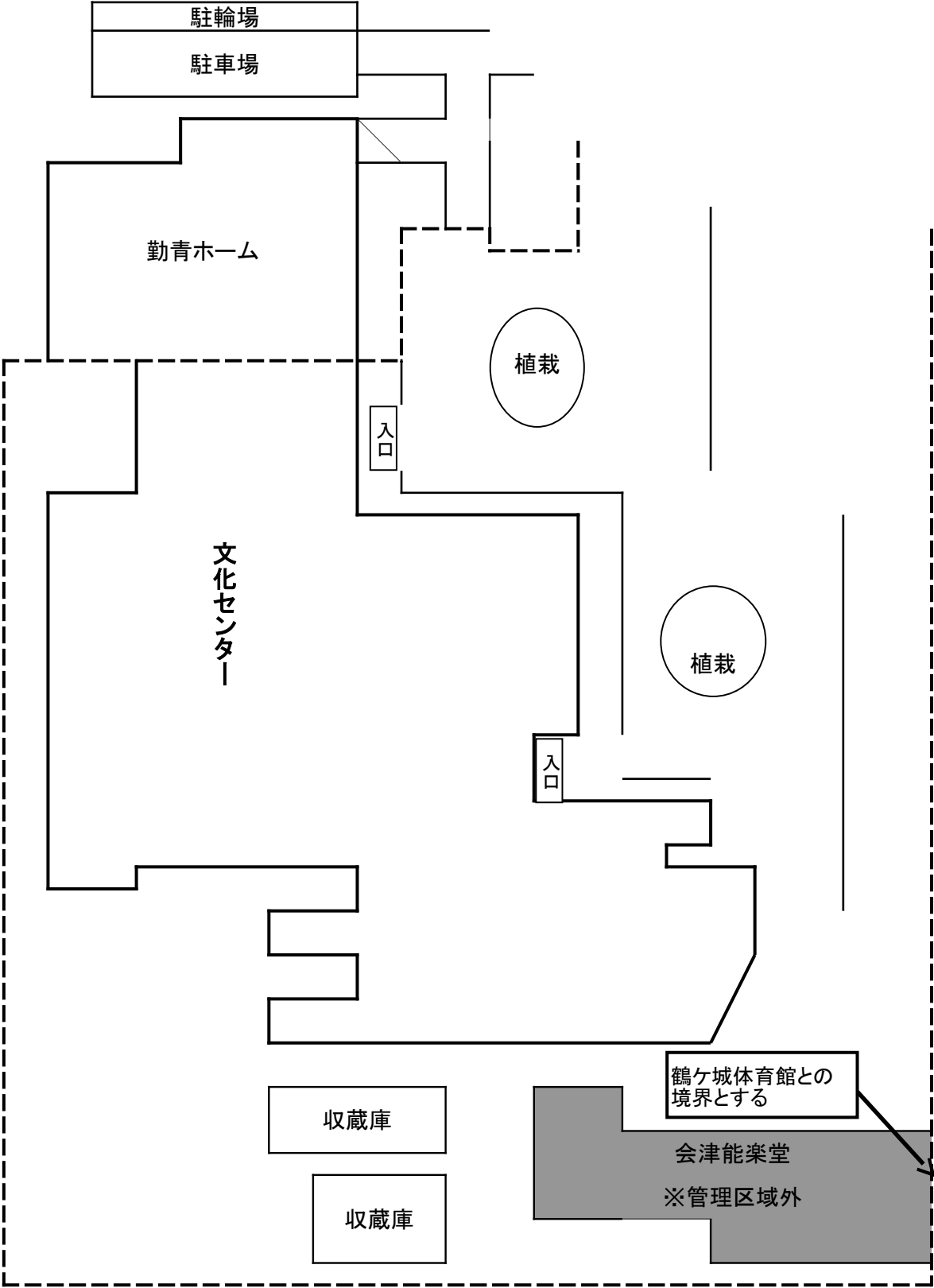
老人福祉センター管理者

1	自動ドア設備保守点検業務委託
2	雪囲い及び除去作業業務委託
3	庭園除草作業業務委託
4	敷地内アメリカシロヒトリ防除消毒業務委託
5	剪定作業業務委託
6	修繕等

複合施設管理に係る負担割合

	文化センター	勤労青少年ホーム	老人福祉センター
面積	2564.1㎡	1803.773㎡	1275.531㎡
面積比	45.44%	31.96%	22.25%
負担割合	50%	30%	20%

別紙8 管理区域



會津風雅堂使用料の減免基準

會津風雅堂条例（平成 5 年会津若松市条例第 20 号）第 11 条及び同条例施行規則（平成 5 年会津若松市規則第 28 号）第 9 条の規定による會津風雅堂の使用料の減免について、その取扱いに関する基準を定める。

1 使用料の減免

使用料の減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「市が主催する事業であって、市長が特に認めるとき。」〔全額免除〕
但し、「市長が特に認めるとき」は次のとおりとする。
 - ① 市の式典事業に利用するとき。
 - ② 芸術文化事業に利用するとき。
 - ③ その他市長が認めるとき。
- (2) 「前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき」は、次のとおり使用料の全部又は一部を免除するものとする。
 - ① 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が主催して、芸術文化活動の一環として行なわれる事業に利用するとき。〔全額免除〕
 - ② 市内の官公署、その他の公共団体若しくは公共的団体又は文化団体等が公益事業に利用するときで、市又は教育委員会が共催するとき。〔全額免除〕
 - ③ 市内の文化団体等が日頃の成果発表のためにホールを利用する場合で、その練習等のためにリハーサル室または会議室を利用するとき。〔全額免除〕
 - ④ 市にあらかじめ登録された障がい者団体、及び身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持する者が会議室を利用するとき。〔全額免除〕
 - ⑤ 指定管理者が事業を共催するとき。〔全額免除〕
 - ⑥ 指定管理者が文化事業を行うとき。〔全額免除〕
 - ⑦ 市内の大学又は専修学校が主催して、芸術文化活動の一環として行なわれる事業に利用するとき。〔5 割免除〕
 - ⑧ 市民文化祭の参加行事として認められた事業に利用する場合で、市又は教育委員会が後援するとき。〔5 割免除〕
 - ⑨ 指定管理者が事業を協賛するとき。〔5 割免除〕
 - ⑩ 市内の官公署、その他の公共団体若しくは公共的団体又は文化団体等が公益事業に利用するときで、市又は教育委員会が後援するとき。（但し、上記⑧に該当する場合を除く）

- | | |
|--------------------|-----------|
| | 〔3割免除〕 |
| ⑪ 指定管理者が事業を後援するとき。 | 〔3割免除〕 |
| ⑫ その他市長が認めるとき。 | 〔市長が認める額〕 |

2 補足

- (1) 「公益事業」の条件は次のとおりとする。
 - ① 営利を目的とした催事でないこと。
 - ② 一般市民に公平に公開され、かつ、その団体の事業計画の一環として行なうもの。
 - ③ 日頃の練習活動ではないこと。
 - ④ 過去1年以上継続して活動している団体が行なう事業であること。
- (2) 文化団体等については、活動の本拠地が市内に存し、かつ、会員の半数以上が市内の在住者又は市内勤労者で、規約又は規則、役員名簿、会員名簿、予算書、決算書、事業計画書を備えたものであること。
- (3) 第1条第1項第2号⑤、⑨、⑪において、冷暖房料については減免の対象としない。
- (4) 第1条第1項第2号①、⑦において、「主催して」とは、市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学又は専修学校が単体で企画、運営、実施及び負担するものであり、複数校が合同で行う場合については、會津風雅堂利用料金減免申請書に下記資料を添付して申請するものとする。
 - ① 団体の規約又は規則、会員名簿、代表者がわかるもの（任意様式）
 - ② 当該事業の事業計画書（任意様式）
 - ③ 当該事業の予算書（任意様式）

附 則

（施行期日）

- (1) この基準は、平成6年7月1日より施行する。

附 則

（一部改正）

- (1) この基準は、平成16年4月1日より施行する。

（経過措置）

- (2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、平成18年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、平成30年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、令和2年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、令和5年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

〔参考〕

- 1の(1)「市長が特に認めるとき」の考え方として、市の式典事業及び芸術文化事業以外の催し物については、その他の項目を入れ適用範囲を広げることとする。
例；市社会福祉協議会の催し、市が行う各種大会や会議等
- 1の(2)では、義務教育及び実態として義務教育に近い性格のものについては全額免除とし、その他の大学、専修学校については同じ教育目的ではあっても、対象が限定されている点や授業料等の観点から半分の自己負担としたものである。
- 1の(2)⑤、⑨、⑪では、興行を催す者が対象となるため、冷暖房料については減免の対象としないものである。
- 「芸術文化活動の一環として行なわれる事業」とは授業の一環として行なわれる観劇教室やクラブ活動の集大成となる発表会等課外活動も含むものであり、減免対象はホール等使用料のみならず附属設備の使用料も含めたものとする。ただし、通常のクラブ活動としての練習や稽

古は対象とはしないものとする。

○ 「官公署」

国及び地方公共団体の機関の事務所を指す。

「その他の公共団体」

地方公共団体以外の公共組合（土地改良区、水害予防組合、土地区画整理組合、国民健康保険組合、農業共済組合等）及び営造物法人（住宅・都市整備公団、日本下水道事業団等）があり、本市では戸ノ口堰土地改良区、門田堰土地改良区、日本道路公団会津若松工事事務所、森林開発公団会津若松地方建設部等がある。

「公共的団体等」

農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むもの全てが含まれ、公法人でも、私法人でもよく、また法人でなくともよい。

また、「公共的な活動」とは、公共の利益（広く社会全般の利益、不特定多数の利益）を優先させて行う活動のことを言う。なお、営利法人でも、入場料を徴収せずに公共的な活動を行う場合に限り、この範囲とする。

会津能楽堂使用料の減免基準

会津能楽堂条例（平成21年会津若松市条例第23号）第10条及び会津能楽堂条例施行規則（平成21年会津若松市規則第29号）第5条の規定による会津能楽堂使用料の減免について、その取扱いに関する基準を次のように定め、平成22年4月1日から施行する。

1 使用料の減免

使用料の減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「市が主催する事業であって、市長が特に認めるとき。」〔全額免除〕
ただし、「市長が特に認めるとき」は次のとおりとする。
 - ① 芸術文化事業に利用するとき。
 - ② その他市長が認めるとき。
- (2) 「前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき」は、次のとおり使用料の全部又は一部を免除するものとする。
 - ① 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が主催して、芸術文化活動の一環として行なわれる事業に利用するとき。〔全額免除〕
 - ② 市内の官公署、その他の公共団体若しくは公共的団体又は文化団体等が芸術文化活動に利用するときで、市又は教育委員会が共催するとき。〔全額免除〕
 - ③ 市内の伝統芸能を行う文化団体等が、児童・生徒を対象にした文化活動に利用するとき。〔全額免除〕
 - ④ 市にあらかじめ登録された障がい者団体、及び身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持する者が研修室を利用するとき。〔全額免除〕
 - ⑤ 指定管理者が事業を共催するとき。〔全額免除〕
 - ⑥ 指定管理者が文化事業を行うとき。〔全額免除〕
 - ⑦ 市内の大学又は専修学校が主催して、芸術文化活動の一環として行なわれる事業に利用するとき。〔5割免除〕
 - ⑧ 市民文化祭の参加行事として認められた事業に利用する場合で、市又は教育委員会が後援するとき。〔5割免除〕
 - ⑨ 指定管理者が事業を協賛するとき。〔5割免除〕
 - ⑩ 市内の官公署、その他の公共団体若しくは公共的団体又は文化団体等が芸術文化活動に利用するときで、市又は教育委員会が後援するとき。
（但し、上記⑧に該当する場合を除く）〔3割免除〕
 - ⑪ 指定管理者が事業を後援するとき。〔3割免除〕

⑫ その他市長が認めるとき。

〔市長が認める額〕

2 補足

(1) 文化団体等については、活動の本拠地が市内に存し、かつ、会員の半数以上が市内の在住者又は市内勤労者で、規約又は規則、役員名簿、会員名簿、予算書、決算書、事業計画書を備えたものであること。

(3) 第1条第1項第2号⑤、⑨、⑪において、冷暖房料については減免の対象としない。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、平成30年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、令和2年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

〔参考〕

○ 1の(1)「市長が特に認めるとき」の考え方として、市の芸術文化事業以外については、その他の項目を入れ適用範囲を広げることとする。

例；市が行う研修や会議等

○ 1の(2)では、義務教育及び実態として義務教育に近い性格のものについては全額免除とし、その他の大学、専修学校については同じ教育目的ではあっても、対象が限定されている点や授業料等の観点から半分の自己負担としたものである。

○ 1の(2)⑤、⑨、⑪では、興行を催す者が対象となるため、冷暖房料については減免の対象としないものである。

○ 「芸術文化活動の一環として行なわれる事業」とは授業の一環として行なわれる体験教室やクラブ活動の集大成となる成果発表などであり、通常のクラブ活動としての練習や稽古も含むものとする。

○ 「伝統芸能」とは、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道、囲碁、将棋の他、伝統的なこどもの遊び、わらべうた、昔話、地域の年中行事、百人一首等も含む。

○ 「官公署」

国及び地方公共団体の機関の事務所を指す。

「その他の公共団体」

地方公共団体以外の公共組合（土地改良区、土地区画整理組合、農業共済組合等）

「公共的団体等」

農業協同組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むもの全てが含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくともよい。

会津若松市文化センター使用料の減免基準

会津若松市文化センター条例（平成14年会津若松市条例第35号）第10条及び会津若松市文化センター条例施行規則（平成14年会津若松市規則第50号）第7条の規定による文化センターの使用料の減免について、その取扱いに関する基準を定める。

1 使用料の減免

使用料の減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「市が主催する事業であって、市長が特に認めるとき。」 〔全額免除〕

但し、「市長が特に認めるとき」は次のとおりとする。

- ① 市の式典事業に利用するとき。
- ② 芸術文化事業に利用するとき。
- ③ その他市長が認めるとき。

- (2) 「社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が主催する事業であって、市長が特に認めるとき。」 〔全額免除〕

但し、「市長が特に認めるとき」は次のとおりとする。

- ① 会津若松市社会福祉協議会の定款に定める事業に利用するとき。
- ② その他市長が認めるとき。

- (3) 「前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき」は、次のとおり使用料の全部又は一部を免除するものとする。

- ① 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が主催して、芸術文化活動の一環として行なわれる事業に利用するとき。 〔全額免除〕
- ② 市内の官公署、その他の公共団体若しくは公共的団体又は文化団体等が公益事業に利用するときで、市又は教育委員会が共催するとき。 〔全額免除〕
- ③ 市にあらかじめ登録された障がい者団体、及び身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持する者が利用するとき。（但し、文化ホール利用を除く）

〔全額免除〕

- ④ 指定管理者が事業を共催するとき。 〔全額免除〕

- ⑤ 指定管理者が文化事業を行うとき。 〔全額免除〕

- ⑥ 会津若松市勤労青少年ホームの指定管理者が指定管理業務のために利用するとき。 〔全額免除〕

- ⑦ 市内の大学又は専修学校が主催して、芸術文化活動の一環として行なわれる事業に利用するとき。 〔5割免除〕

- ⑧ 市民文化祭の参加行事として認められた事業に利用する場合で、市又は教育委員会が後援するとき。 〔5割免除〕

- ⑨ 指定管理者が事業を協賛するとき。〔5割免除〕
- ⑩ 市内の官公署、その他の公共団体若しくは公共的団体又は文化団体等が公益事業に利用するときで、市又は教育委員会が後援するとき。（但し、上記⑧に該当する場合を除く）〔3割免除〕
- ⑪ 指定管理者が事業を後援するとき。〔3割免除〕
- ⑫ その他市長が認めるとき。〔市長が認める額〕

2 補足

- (1) 「公益事業」の条件は次のとおりとする。
 - ① 営利を目的とした催事でないこと。
 - ② 一般市民に公平に公開され、かつ、その団体の事業計画の一環として行なうもの。
 - ③ 日頃の練習活動ではないこと。
 - ④ 過去1年以上継続して活動している団体が行なう事業であること。
- (2) 文化団体等については、活動の本拠地が市内に存し、かつ、会員の半数以上が市内の在住者又は市内勤労者で、規約又は規則、役員名簿、会員名簿、予算書、決算書、事業計画書等を備えたものであること。
- (3) 第1条第1項第2号④、⑨、⑪において、冷暖房料については減免の対象としない。

附 則

（施行期日）

- (1) この基準は、平成15年4月1日より施行する。
（会津若松市文化福祉センター使用料の減免基準の廃止）
- (2) 会津若松市文化福祉センター使用料の減免基準（平成6年7月1日決裁）は廃止する。
（経過措置）
- (3) この基準の施行前に前項の規定による廃止前の会津若松市文化福祉センター使用料の減免基準の規定によりなされた減免措置については、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（一部改正）

- (1) この基準は、平成16年4月1日より施行する。
（経過措置）
- (2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

附 則

（一部改正）

- (1) この基準は、平成18年4月1日より施行する。
（経過措置）
- (2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(一部改正)

(1) この基準は、平成30年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) この基準の一部改正前になされた減免措置については、従前の例による。

[参考]

- 1の(1)「市長が特に認めるとき」の考え方として、市の式典事業及び芸術文化事業以外の催し物については、その他の項目を入れ適用範囲を広げることとする。

例；市が行なう各種大会や会議等

- 1の(3)では、義務教育及び実態として義務教育に近い性格のものについては全額免除とし、その他の大学、専修学校については同じ教育目的ではあっても、対象が限定されている点や授業料等の観点から半分の自己負担としたものである。

- 1の(3)④、⑨、⑪では、興行を催す者が対象となるため、冷暖房料については減免の対象としないものである。

- 「芸術文化活動の一環として行なわれる事業」とは授業の一環として行なわれる鑑賞教室やクラブ活動の集大成となる発表会等課外活動も含むものであり、減免対象はホール等の使用料のみならず付属施設の使用料も含めたものとする。ただし、通常のクラブ活動としての練習や稽古は対象とはしないものとする。

- 「官公署」

国及び地方公共団体の機関を指す。

「その他の公共団体」

地方公共団体以外の公共組合（土地改良区、水害予防組合、土地区画整理組合、国民健康保険組合、農業共済組合等）及び営造物法人（都市基盤整備公団、日本下水道事業団等）があり、本市では戸ノ口堰土地改良区、会津中央土地改良区等がある。

「公共的団体等」

農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むもの全てが含まれ、公法人でも、私法人でもよく、また法人でなくともよい。

また、「公共的な活動」とは、公共の利益（広く社会全般の利益、不特定多数の利益）を優先させて行う活動のことを言う。なお、営利法人でも、入場料を徴収せずに公共的な活動を行う場合に限り、この範囲とする。